

議案第 25 号

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部  
を改正する条例制定について

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改  
正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部  
を改正する条例

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42  
年 12 月条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により実  
施機関が市長と協議して定める額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した  
事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

## 提案理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の公務災害について、補償の額の算定の基礎として用いる補償基礎額を定めるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。